〇上越市生活環境の保全等に関する条例
平成10年6月23日
条例第31号
上越市公害防止条例(昭和47年上越市条例第5号)の全部を改正する。

目次
第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　生活環境の保全(第7条―第32条)
第3章　地球環境の保全(第33条―第35条)
第4章　雑則(第36条―第38条)
附則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、上越市環境基本条例(平成8年上越市条例第41号。以下「基本条例」という。)の本旨を達成するため、生活環境の保全及び地球環境の保全に関し市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、良好な生活環境等を現在及び将来の市民に確保することを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　生活環境の保全　公害を防止すること等により大気、水、土壌等を良好な状態に保持することをいう。
(2)　地球環境の保全　基本条例第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。
(3)　環境への負荷　基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
(4)　公害　基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。
(市、事業者及び市民の責務)
第3条　市、事業者及び市民は、基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの立場において生活環境の保全及び地球環境の保全(以下「生活環境の保全等」という。)に努めなければならない。
(土地の利用等における配慮)
第4条　市は、土地の利用、地域の開発等に関する計画の策定及び実施に当たっては、生活環境の保全等に配慮しなければならない。
(生活環境の保全等の状況の監視)
第5条　市は、国及び他の地方公共団体と協力して、公害の発生の状況その他の生活環境の保全等の状況の監視に努めなければならない。
(情報の整備)
第6条　市は、生活環境の保全等に関する必要な情報を市民及び事業者に適切に提供するため、公害の発生の状況その他の情報の整備に努めなければならない。
第2章　生活環境の保全
(自動車の運行による公害の防止)
第7条　市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、低公害車(運行に伴い発生する排出ガスがなく、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。以下同じ。)への転換の促進、自動車の合理的な使用による交通量の抑制の促進、道路環境の改善等自動車の運行による公害の防止に関する総合的な施策を策定し、実施するように努めなければならない。
2　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車を購入し、又は使用するように努めるものとする。
(粉じんの飛散防止)
第8条　事業者は、建築物の解体工事その他の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散により周辺の生活環境を損なわないように必要な措置を講じなければならない。
(水環境の保全に関する施策の推進)
第9条　市は、水環境の保全に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するように努めなければならない。
(生活排水による水質の汚濁の防止)
第10条　市は、日常生活に伴って排出される生活排水による公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁を防止するため、公共下水道その他必要な施設の整備、市民への啓発その他の施策を実施するように努めなければならない。
2　市民は、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に努めるとともに、前項に規定する市の施策に協力しなければならない。
(建設工事による水質の汚濁の防止)
第11条　事業者は、建設工事に伴って発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。
(地盤の沈下の防止に関する施策の推進)
第12条　市は、地盤の沈下の防止に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するように努めなけれ

ばならない。
(地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置)
第13条　事業者は、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、当該工事による地盤の沈下の防止に必要な措置を講ずるように努めなければならない。
(地下水の節水)
第14条　市、事業者及び市民は、地盤の沈下を防止するため、地下水を利用するに当たっては、その節水に努めなければならない。
(地下水のかん養)
第15条　市、事業者及び市民は、緑地の確保、水が地下に浸透しやすい素材を使用した舗装工事等により、地下水のかん養に努めなければならない。
(有害化学物質の適正管理)
第16条　人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがある化学物質で市長が指定するもの(以下「有害化学物質」という。)及び有害化学物質を含む製品その他の物の製造、使用、処理、保管等を行う事業者(以下「有害化学物質製造等事業者」という。)は、有害化学物質が飛散し、流出し、又は地下へ浸透することのないように適正な管理に努めなければならない。
2　有害化学物質製造等事業者は、有害化学物質による環境の保全上の支障を防止するため、市長から必要な情報の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。
3　市長は、有害化学物質により人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがあると認めるときは、有害化学物質製造等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
4　市長は、有害化学物質製造等事業者が前項の規定による命令に従わないときは、当該命令の事実その他必要な事項を公表することができる。
(生活環境への配慮)
第17条　事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活に伴って発生する騒音、振動及び悪臭により周辺の生活環境を損なわないように配慮しなければならない。
(特定施設の設置の届出等)
第18条　大気の汚染、水質の汚濁、騒音及び悪臭(以下「大気の汚染等」という。)を生ずるおそれがある施設として規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)を設置しようとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
(1)　氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2)　施設の名称及び所在地
(3)　施設の種類
(4)　施設の構造
(5)　施設の使用の方法
(6)　大気の汚染等の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　現に設置している施設(設置の工事をしているものを含む。)が新たに特定施設として定められたときは、当該施設の設置者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設として定められた日から60日以内に、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
(構造等の変更の届出)
第19条　前条の規定による届出をした者は、同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項の変更(以下「構造等の変更」という。)をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
(計画変更等の勧告等)
第20条　市長は、第18条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更(以下「特定施設の設置等」という。)が生活環境に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出のあった日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、特定施設の設置等の計画の変更又は廃止を勧告することができる。
2　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が合理的な理由がなく当該勧告の内容を履行しないときは、当該勧告の事実その他必要な事項を公表することができる。
(特定施設の設置等の制限)
第21条　第18条第1項及び第19条の規定による届出をした者は、当該届出をした日から60日を経過した後でなければ、特定施設の設置等をしてはならない。
2　市長は、特定施設の設置等が生活環境に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(事故時の措置)
第22条　特定施設の設置者は、当該特定施設の破損その他の事故が発生し、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその防止の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置について市長に報告しなければならない。
2　市長は、前項に規定する措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該措置を講ずるよう命ずることができる。
(氏名の変更等の届出)
第23条　特定施設の設置者は、第18条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長

に届け出なければならない。
(譲渡等の届出等)
第24条　特定施設の設置者から当該特定施設を譲り受け、相続し、若しくは借り受けた者又は合併により新たに特定施設の設置者となった者は、速やかに市長に届け出なければならない。
2　特定施設を借り受けた者は、特定施設の設置者とみなして、第19条から前条まで及び次条の規定を適用する。
(廃止の届出)
第25条　特定施設の設置者は、当該特定施設の使用を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
(揚水設備の設置等の届出等)
第26条　本市の区域(安塚区、浦川原区、大島区、牧区、中郷区及び名立区を除く。)に揚水設備(動力を用いて地下水(温泉を除く。以下同じ。)を採取する設備で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、工事に着手しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。揚水設備の構造等を変更しようとする者もまた同様とする。
2　前項の規定による届出をした者は、次に掲げる場合は、揚水設備を設置し、又は揚水設備の構造等を変更する工事の際に市の職員の立会いを受けなければならない。
(1)　規則で定める揚水設備(以下「特定揚水設備」という。)を設置する場合
(2)　構造等を変更し、特定揚水設備とする場合
(3)　特定揚水設備の構造等を変更する場合
3　第1項の規定による届出をした者は、工事の完了後速やかに規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
(採取量の報告)
第27条　特定揚水設備の設置者は、規則で定めるところにより、当該特定揚水設備による地下水の採取量を測定し、市長に報告しなければならない。
(緊急時の措置)
第28条　市長は、地下水の採取により地盤の沈下が著しくなり、生活環境に被害が生ずるおそれがあると認めるときは、揚水設備の設置者の全部又は一部に対し、地下水の採取量の制限その他必要な措置をとることを求めることができる。
(準用)
第29条　第23条から第25条までの規定は、揚水設備の設置者について準用する。
(公害に係る苦情の処理)
第30条　市長は、公害に係る苦情が申し立てられたときは、速やかにその適正な解決が図られるように努めなければならない。
(公害防止協定の締結)
第31条　市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対し公害の防止に関する協定の締結を求めることができる。
2　事業者は、市長から前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。
(公害防止の努力)
第32条　事業者は、法令及びこの条例の規定に違反しないことを理由として、公害防止のための努力を怠ってはならない。
第3章　地球環境の保全
(地球環境の保全に関する施策の推進)
第33条　市は、事業者及び市民の自主的な地球環境の保全の取組を支援するために必要な施策を策定し、実施するように努めなければならない。
(事業活動に伴う原因物質の排出の抑制等)
第34条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地球の温暖化の原因となる二酸化炭素等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン等の物質並びに酸性雨の原因となるいおう酸化物及び窒素酸化物が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
2　事業者及び市民は、市が実施する二酸化炭素の排出の抑制、フロンの回収等地球環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
(資源及びエネルギーの節約等)
第35条　市、事業者及び市民は、資源及びエネルギーを節約すること等により地球環境の保全が図られるように自ら努めなければならない。
第4章　雑則
(報告の徴収)
第36条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある施設の設置者又は揚水設備の設置者に対し、当該施設の状況又は揚水設備の稼働状況等について報告を求めることができる。
(立入検査)
第37条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入らせ、施設その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)
第38条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則
(施行期日)
1　この条例は、平成10年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の上越市公害防止条例第11条の規定による協議をした者は、改正後の第18条第1項の規定による届出をした者とみなす。
3　施行日前に、市長が定めるところにより揚水設備の設置の届出をした者は、改正後の第26条第1項前段の規定による届出をした者とみなす。
4　施行日前に、市長が定めるところにより揚水設備の設置の届出をした者については、施行日後2年を経過するまでは、改正後の第27条の規定は適用しない。
(市町村合併に伴う特例)
5　平成17年1月1日前に旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧板倉町、旧清里村及び旧三和村(以下「旧町村」という。)の区域に存する揚水施設について、この条例に相当する旧町村の定めに基づきなされた手続等は、この条例の相当する規定によりなされた手続等とみなす。
6　平成17年1月1日前に旧町村の区域に特定揚水設備を設置した者については、平成19年3月31日までは、第27条の規定は適用しない。
附則(平成16年条例第203号)
この条例は、平成17年1月1日から施行する。